

三管協組発 5 第 69 号
令和 5 年 10 月 20 日

東京都知事
小池 百合子 様

三多摩管工事協同組合
理事長 松本 正美

令和 6 年度予算編成における要望書

平素は、当組合の事業運営に深いご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

三多摩管工事協同組合は、多摩地区の管工事業を営む小規模事業者を中心として昭和 38 年に発足し、組合員同士による相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって、組合員の自主的な活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を目的に活動しております。

組合員の多くは東京都水道局等の事業に携わっており、水道管路の維持・管理において、24 時間 365 日即応できる体制を整え、日々、業務に取り組んでおります。また、災害対応にも積極的に関与し、災害時に水道施設の応急措置を行うための協定を東京都水道局と締結しています。

これまでの具体的対応例として、熊本地震の際に、協定に基づいて水道局発注による工事請負単価契約事業者が中心となり、被災地における水道管路の漏水修繕に協力させていただきました。また、多摩地区の山間部に甚大な被害をもたらした令和元年の台風 19 号では、水道局の要請を受けて給食センター等への応急給水を実施したほか、損傷した水道管の応急復旧用資材を手配するなど、水道施設の速やかな復旧に尽力致しました。さらに、東京都主催の総合防災訓練に参加するとともに、当組合が独自に主催する三多摩管工事協同組合防災訓練を実施するなど、応急対策の連携強化や技術・技能保持にも努めています。こうしたことから、当組合は東京都水道局にとっても不可欠な存在であると自負しております。

かつて多摩地区の水道は各市町が運営し、現在はほとんどが都営水道に一元化されていますが、区部と比較して水道管のネットワーク化あるいは二系統化の整備が道半ばの状態であり、依然として水の安定供給面における区部との格差は大きい状況です。そのため、多摩地区の水道が真の広域水道となるためには、送配水管網の整備や管路の耐震化等を今後も強く推進していかなければなりません。

東京都水道局では、「東京水道長期戦略構想 2020」や「東京水道施設整備マスタープラン」、「東京水道経営プラン 2021」を策定し、これらの事業を行おうとしていますが、これら事業の着実な実施へ向けて予算を確実に計上していただきますよう、次のとおり要望致します。

1. 多摩地区水道の強靱化について

多摩地区では、市町単位で行われていた水道事業が都営水道に一元化され今日に至っているが、市町時代に布設された管路の耐震化や市町域を超えた二系統化、ネットワーク化は、依然として区部に比較し遅れている。

一方、東京都水道局は、「東京水道長期戦略構想 2020」、「東京水道施設整備マスタープラン」、「東京水道経営プラン 2021」を次々に策定し、多摩地区についても送配水管の二系統化、ネットワーク化、地域特性を踏まえた配水区域の再編や私道内給水管整備等を行うとしている。

当組合としては、引続きこれら事業を着実に執行し、区部との格差縮小をお願いしたい。

一方、「東京水道長期戦略構想 2020」では、配水小管の更新に当たり供用年数を見直し、年間事業量を削減するとしている。しかし、我々地元事業者は、水道事業の重要なパートナーであることを認識しており、特に事故時や災害時は最も頼りになる存在であると考えている。よって、事業量減少により三多摩の水道事業を支える事業者の経営が大きく影響を受けることのないよう、事業量の確保をお願いしたい。

2. 電子契約の早急な実現

都の政策の一つとしてDXの推進が強く打ち出されているところである。これは契約分野においても推進していく予定であり、契約行為の省力化やペーパーレス・ハンコレスの進展も期待できる。

なお、東京都財務局では令和5年10月2日以降から電子契約を開始している。

については、東京都水道局との契約においても早期に電子契約の導入が期待される所であり、そのための円滑な予算措置にご尽力いただきたい。

「東京水道長期戦略構想2020」より抜粋

取組例 [5 / 6]

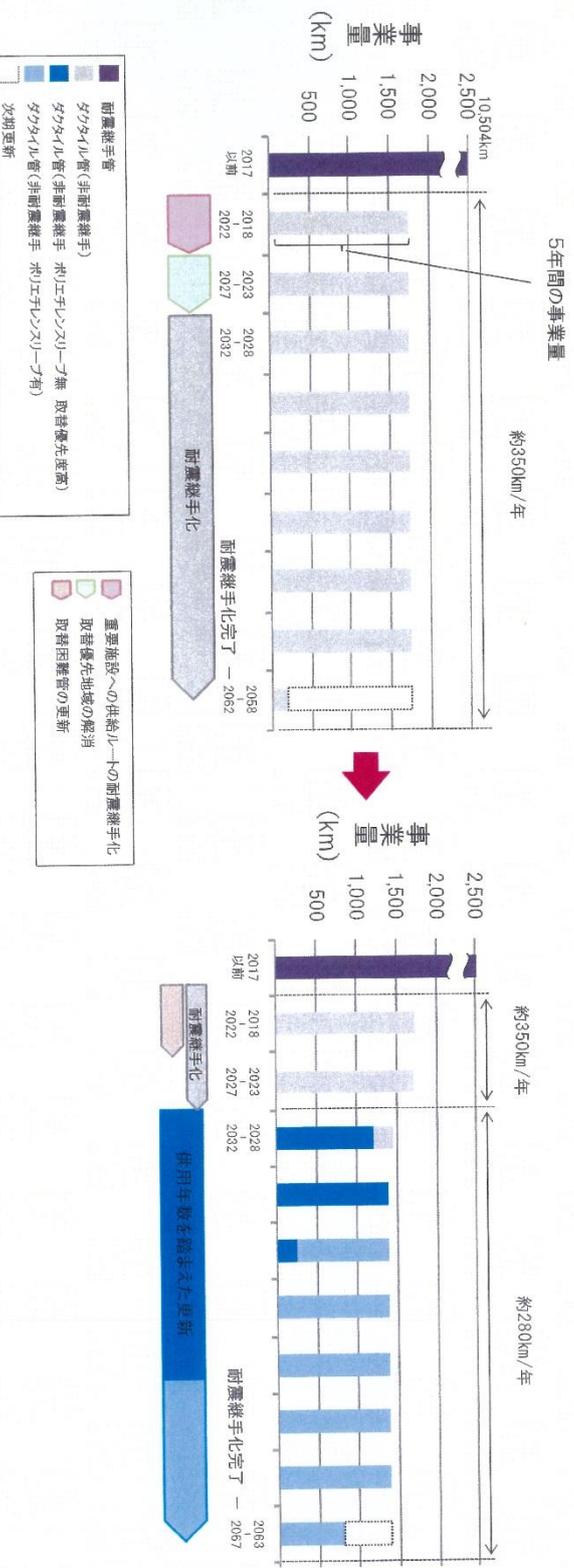
【管路の計画的な更新(配水小管)】

- 供用年数内で財政負担と施工体制等を勘案し、事業量を平準化して計画的に更新していきます。
- 現在の年間事業量は約350kmですが、供用年数を踏まえた更新では年間事業量は約280kmとなる見込みです。

【現在の耐震継手化の事業量を維持】
現在の年間事業量約350km

約70km抑制

【供用年数を踏まえた更新】
年間事業量約280kmで更新



令和5年11月21日

東京都知事 小池 百合子 様

住所 東京都新宿区西新宿7-8-10
オークラヤビル2F
法人名 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
(東京都手をつなぐ親の会)
代表者名 理事長(会長) 立原 麻里子

令和6年度予算等要望について

ここに、令和6年度の東京都における福祉・教育・雇用などに関する予算等要望をあげさせていただきます。

要望項目

(1) 福祉局 <重点項目>

家賃や物価の高い東京という環境に鑑み、収入の少ない都内在住の障害者にはグループホームの家賃助成の上乗せをお願いします。

(2) 福祉局 <重点項目>

重度知的障害者や強度行動障害のある人が利用できるグループホーム増設のために、都有地提供ならびに人材育成のための策を講じてください。

(3) 福祉局 <重点項目>

愛の手帳3度・4度の人のための新たな医療費助成の仕組みをご検討ください。

(4) 福祉局

企業就労する障害者が増加しています。区市町村障害者就労支援事業を区市町村包括補助事業ではなく、単独の事業とし、予算を拡充してください。

(5) 総務局

東京都における知的障害者の雇用について、対象者と職場の拡大をご検討ください。

(6) 教育庁 <重点項目>

教員不足の解消に向けた早急な取り組みをお願いします。

(7) 教育庁

教員の専門性向上に向けたさらなる取り組みをお願いします。

【解説】

(1) 福祉局

グループホームの家賃が高額なのは、大都市東京ならではの課題です。知的障害者の主な収入源は、障害基礎年金、年金生活者支援給付金、作業所の工賃（給料）で、年金及び年金生活者支援給付金は全国一律ですが、就労継続支援 B 型作業所の平均工賃額は全国平均額より東京都の方が低くなっています。しかし、全国のグループホーム平均家賃額と比べると東京のグループホーム平均家賃額の方が約 16,000 円高くなっており、収入の少ない知的障害者にとって、約 16,000 円の家賃の違いは大きな問題です。

グループホームで暮らしている知的障害者の収入で多いパターンは、障害基礎年金 2 級、就労継続支援 B 型の工賃と区市町村の福祉手当です。この収入の中から家賃、食費、光熱水費、日用品費、給食費の他に医療費（愛の手帳 3 度 4 度の者）、小遣い（余暇活動参加費等）、携帯電話代、被服費などが必要となり、近年特に物価高騰が続く中、健康で文化的な生活を営むのは困難となっています。

毎年の要望に対して、東京都からは「所得保障の問題」との回答をいただいています。年金や工賃に、物価や光熱水費の上昇に追いつくほどの増額は望めません。入所施設からの地域移行促進や親の高齢化によりグループホーム利用者が増えることも鑑み、収入が少ない人が必要な助成を受けられるよう、家賃助成の上乗せをお願いします。

(2) 福祉局

都内の親の会からは、国の方針を理解しているにもかかわらず、入所施設を新たにつくってほしいという要望がいまだに多くあがってきています。その理由は、地域に重度の知的障害者を受け入れることができる居住の場（グループホーム）が圧倒的に不足しているからです。

重度の人を受け入れるには、一定の広さのある建物と、障害特性に応じた支援を提供できる人材の育成が必要になります。都内で一定の広さの土地を確保するのは大変難しいため、都有地のさらなる提供をお願いするとともに、強度行動障害支援者養成研修の更なる拡充と、東社協が実施しているアドバンス研

修の拡充を働きかける等、人材育成のための方策をご検討ください。

(3) 福祉局

グループホームの家賃助成のところでも述べましたが、知的障害者の主な収入源は、障害基礎年金、年金生活者給付金、作業所の工賃（給料）です。年金及び年金生活者支援給付金は全国一律ですが、就労継続支援B型作業所の平均工賃額は全国平均額より東京都の方が低い現状です。他の自治体の医療費助成制度を参考に、2割負担で所得制限を設ける、一律窓口負担（500円、1000円など）を設けるなど新たな仕組みを検討していただき、愛の手帳3度、4度の人でも、収入が障害基礎年金、工賃だけの収入の少ない人（非課税者）には、心身障害者医療費助成制度以外に、都独自の何等かの医療費助成の仕組みをご検討ください。

(4) 福祉局

障害のある人の雇用が進み、区市町村障害者就労支援事業（就労支援センター）を利用する人が急増しています。令和4年度の都内特別支援学校卒業生は、1,509人で、そのうち企業就労した人は、678人となっています（企業就労者数が前年度より減少しているのは、令和4年度の卒業生は、1年生時から新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、現場実習の機会を十分に得られなかったことが原因の一つと考えられます）。この卒業生は3年後、学校のアフターフォロー体制から区市町村就労支援センターに引き継がれることとなります。

また、特別支援学校高等部の職能開発科の設置校が増えたことで、区市町村就労支援センターが受け持つアフターフォロー対象者数は、年々増えていくと考えられます。現在、この区市町村就労支援事業は、グループホームの家賃助成と同じく区市町村包括補助事業に組み込まれています。

障害があっても、本人が望めば企業等で働くことができるようになりつつあります。それを永年継続していくためには、本人の努力はもちろんのこと、障害者本人も企業も困った時に相談できる就労支援センターがあるということ、定期的に訪問してくれ、問題が大きくならないうちにフォローしてくれる支援者がいるということ、そして何よりも見守ってくれる人がいるという安心感を皆が享受できることが重要であり、こうした大きな役割を果たしているのが、就労

支援センターです。ただ、現状は登録者の増加、職員不足で職場訪問など丁寧な就労継続定着支援が難しくなっている就労支援センターがほとんどです。

このような大切な役割を持つ「区市町村障害者就労支援事業」を包括補助事業ではなく、単独の事業として予算を確保し、障害がある者が企業就労を安定して継続できるようにしてください。

(5) 総務局

令和3年4月より、オフィスサポーター（非常勤）から常勤にステップアップする枠組みを創設していただいたことは多いに評価しています。

都庁において知的障害者が働くということは、社会や民間企業に大きな影響を与えます。都庁での知的障害者のさらなる雇用促進のため、採用の対象を障害の軽い人に限らずに、都庁で働ける障害者が増えるよう、採用方法や業務内容についてもご検討ください。

(6) 教育庁

新年度がスタートした際に、教員に欠員のある特別支援学級が複数あったと聞いています。教育庁では、教員確保策として、増やす取組（応募人員の増加）と減らさない取組（教育支援体制の充実）等で対策を強化するとのことですが、早急な処遇改善・環境改善による教員の確保をお願いします。

(7) 教育庁

知的障害、発達障害のある子供やその保護者は、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室等において、個別最適な専門性ある指導や配慮が受けられるよう、特別支援教育に期待しています。一方で、生来の障害ではない強度行動障害は、学齢期に多く発現することが指摘されており、強度行動障害を生まない教育環境や指導方法が求められています。

これまで行われてきた「異校種期限付き異動」や「短期人事交流」の活用によって特別支援学級や通常学級教員の専門性の向上を図るとともに、障害者支援の現場で行っている「強度行動障害支援者養成研修」の積極的な受講や、同様の研修カリキュラムを教職員研修センターで実施する等の方策を講じることで、

教員の専門性向上への取り組みを進めてください。

要 望 事 項

一 東京都戦没者追悼式について

戦没者追悼式は、御英霊の慰霊・顕彰と戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝える重要な式典です。

本年8月15日の東京都戦没者追悼式及び本年10月27日の東京都南方地域戦没者追悼式については、東京都のご尽力により、安全を確保し厳かに挙行できたことを深く感謝しています。

東京都硫黄島戦没者追悼式についても、確実に挙行されるようお願いいたします。

二 東京都南方地域戦没者追悼式及び海外戦跡慰霊巡拝参列遺族に対する経費補助について

(1) 東京都南方地域戦没者追悼式は、東京都と共催で10月に沖縄の「東京の塔」において実施していますが、航空運賃や宿泊費の値上げに伴い参列遺族の負担が年々増加しています。ついては、戦没者追悼式への参列が継続できるよう、補助金の拡大についてご配慮願います。

(2) 東京都遺族連合会では、海外で戦没された方々を慰霊するため、フィリピン、グアム・サイパン、台湾・バシー海峡などの海外戦跡慰霊巡拝を実施し、戦没者追悼式を挙行しています。昨今の燃油サーチャージ費を含む航空運賃や宿泊費の値上がりに伴い参列遺族の負担が増加しています。ついては、慰霊巡拝が継続できるよう、補助金の拡大についてご配慮願います。

三 東京都戦没者霊苑の維持管理について

東京都戦没者霊苑は、先の大戦で亡くなられた東京都出身の16万人の戦没者の慰霊と英霊顕彰、都民の平和への願いをこめた施設として建立されました。

(1) 令和3年度に施設の屋上防水工事や外壁の補修工事等を行い、令和4年度は展示室のリニューアル工事が施工されたところです。

(2) 位牌等を保管している玄室も、建設後30年以上経過しており、湿気により位牌の保管に支障が生じています。また、人工滝を有する池（水盤）の設備も経年劣化しているため、必要な改修や設備更新等を行い、充実した運営が確保されるよう配慮をお願いいたします。

(3) 展示室改修に伴い、休憩室の一部を映像展示スペースにしたことから休憩室が狭くなっています。隣接の和室をフローリング化するなどの改修について、令和5年度は実施設計の予定と聞いています。高齢化した遺族や都民により使いやすい施設となるよう、今後も必要な改修をお願いいたします。

今後とも引き続き、予定している改修工事等、必要な予算措置をお願いいたします。

四 戦没者遺族に対する特別弔慰金の支給について

特別弔慰金の支給要件について、戦没者の祭祀を行っている遺族の実態に合った制度となるよう、戦没者の三親等内親族（甥・姪等）の「一年以上の生計関係を有すること」を要件としないよう、支給要件緩和に向け、国に働きかけをされるようお願いいたします。

五 遺骨帰還事業の拡充強化について

平成28年3月に戦没者遺骨収集推進法が成立し、戦没者の遺骨収集は国の責務として、令和6年度までは集中実施期間として取り組んできましたが、新型コロナウイルスの影響で、事業がほぼ実施できなかったことから、法律が一部改正され、5年延長し令和11年度までの集中実施期間となりました。

遺族も高齢化し、悲願である遺骨の帰還を一刻も早く実現できるよう、引き続き国への働きかけをお願いいたします。

令和5年11月21日

東京都知事
小池 百合子 様

東京都社会保険労務士会
会 長 寺 田 晃



要 望 書

貴職におかれましては、都議会の所信表明において、「成長と成熟の加速によって、ポストコロナを迎えた今こそ、持続可能な都市の発展に突き進む時だ」との力強いメッセージを寄せられました。地球規模の課題解決を目指し、持続可能な都市・東京を実現すべく、様々な活動を推進されていることに心から敬意を表します。

2020年に始まった新型コロナウイルス感染拡大は、3年半にわたり社会を混乱させてきましたが、本年5月はじめに5類感染症に移行し落ち着きを取り戻しつつあります。日本経済もインバウンド需要の回復等を背景にコロナ前の水準まで復活しつつあります。ポストコロナ時代において、日本経済は順調に回復に向かい、久々に3%を超える賃上げも達成されました。今後もますます経済成長が加速することが期待されています。企業にとってはよりよい職場環境を整える絶好の機会が到来しています。今こそ働き方改革を加速すべきときであり、今こそSDGs達成を加速すべきときです。

東京都におかれましては、2030年までの取組をまとめた『『未来の東京』戦略』を通じて、SDGsの目線で政策を展開し、持続可能な都市を実現してまいります。

当会は、会員である社会保険労務士の活動を通して、人の心に寄り添い、「人を大切にする企業づくり」から「人を大切にする社会づくり」への実現を目標に掲げ、持続可能な社会を作る努力を続けていく所存です。

引き続き、働き方改革を推進し、経営者も労働者とともに良好な労使関係づくりを目指すよう、当会会員である社会保険労務士が今後も前向きに取り組んでまいりますので、以下の要望にご理解を賜り、労働・社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士を今後もますますご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 学校教育における労働・社会保険等の教育（出前授業）の実施について

・「社会的職業的自立支援教育プログラム」の活用拡大

近年、労働者を疲弊させる労働環境が社会問題化しており、労働者にとって自分の身を守るための基本的な法律知識の習得が必要と考えます。また、学生の間はあまり意識しない「労働保険・社会保険」が実質的なセーフティネットとしての機能を果たしている点を理解していただくことも重要な目的です。

昨今の雇用に関するミスマッチ問題や深刻な人手不足による労働者の過重労働問題など、生徒が将来社会人となったときに必要となる働くことのルール等の知識を高校生のうちから習得しておくことが求められます。

なお、本件に係る請願を令和2年6月に採択いただいております。東京都におかれましては、現在、「社会的職業的自立支援教育プログラム」をはじめ多種事業を実施されております。

つきましては、人権を守るための働くときのルール等を学ぶため、教員や保護者に対して、研修会の開催をお願いしたいこと。また、「社会的職業的自立支援教育プログラム」をより多くの都立高校や特別支援学校において活用していただくことについて要望いたします。

2 労働条件調査の活用等について

・東京都指定管理者及び公共工事発注時の労働条件調査の実施拡大

社会保険労務士による「労働条件調査」は、国又は地方自治体が行う公共事業の実施委託を受けた企業について、労働・社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認し、労働条件が確保され、労働者が生き生きと働くことができる職場となっていることを確認するものです。労働者が安心・安全に働ける職場こそが、業務受託企業が提供する都民サービスの質の向上に繋がります。また、働き方改革実現のため、労働環境について現状把握をするためにも労働条件調査は大きな意味を有すると考えております。

なお、東京都社会保険労務士会では、国が行う企業主導型保育助成事業において、保育所待機児童の解消と保育人材の処遇改善の適正化を目的に実施施設への調査を行っております。また、法務省法務局が所掌する登記所業務（乙号業務）の民間競争入札においては、本調査の受検が入札要件の必須項目となっており、本調査を実施しております。

つきましては、東京都の依頼に基づき、現在、年間3件程度東京都指定管理者に対し実施している本調査が、より効率的に実施されますよう、年間実施数の増加をお願いいたします。さらには、指定管理者の選定時における入札要件として、「労働条件調査」を活用いただきたいと考えております。また、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が罰則付きで規制されたところです。特に建設業は2024問題として、来年4月からの適用となります。この点からも東京都が発注する建設工事の労働条件及び労働環境に関する特別調査について、「労働条件調査」の再開を要望いたします。

以上

要 望 事 項

信用組合は、中小企業等協同組合法に基づく中小・小規模事業者等専門の金融機関として都内174店舗に及ぶネットワークを有し、地域等に密着したきめ細かな金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に取り組んでいるところですが、中小・小規模事業者等に対する更なる金融の円滑化および事業継続等に資するため、以下のとおり特段のご配慮とご支援を賜りたい。

1. 東京都制度融資にかかる制度内容等の充実

中小・小規模事業者、特に小規模事業者を主たる取引先とする私ども信用組合において、「東京都制度融資」は、中小・小規模事業者等の持続的な成長に向けての重要な施策となっており、より一層の充実をお願いしたい。

また、ウクライナ情勢の長期化や円安などに起因した原材料価格をはじめとする諸物価の高騰は、多くの中小・小規模事業者にコスト負担の増大をもたらし、経営環境は厳しさを増しています。

つきましては、中小・小規模事業者の資金繰りや事業継続のための更なる支援拡充策につきましてもご配慮いただくとともに、将来にわたり安定した経営を維持するための方策につきましてもご検討いただきたい。

2. 東京都「女性・若者・シニア創業サポート事業」の融資実行期間終了に伴う後継事業について

東京都「女性・若者・シニア創業サポート事業」は、東京都の補助金（各組合の預託金）が、地域に根ざした創業を行う者への貴重な融資原資となっており、累計融資実績が1,287件7,672百万円（令和5年9月末現在）となるなど、大きな成果をあげております。

現在の事業の融資実行期間は令和5年度をもって終了となりますが、安定的に創業サポートを継続するためにも、後継事業の制度化についてご検討いただきたい。

要 望 事 項

3. 東京都「地域金融機関による事業承継促進事業」の補助金の確保及び制度内容の充実

中小・小規模事業者において、経営者の高齢化等に伴う事業承継は喫緊の課題であり、後継者の確保をあきらめ廃業を選択する事業者が増加している中において、都内事業者数の減少に歯止めをかけるためにも、東京都「地域金融機関による事業承継促進事業」は極めて有用な施策であることから、引き続き補助金の確保および充実をお願いしたい。併せて支援対象先を後継候補者まで拡大する等より一層の支援強化をご検討いただきたい。

4. 中小・小規模事業者の脱炭素化に向けた支援について

政府による2050年のカーボンニュートラル宣言により、大企業だけでなく、中小・小規模事業者にも脱炭素化の動きは広がってきており、取引先や顧客の環境問題への関心の高まりを捉え、これをビジネスチャンスとして新たな顧客を獲得しようとする動きが出てきております。

その一方で、大企業における脱炭素の動きは、自社のみならず下請け企業に脱炭素の目標設定を求める動きも拡大し、また環境意識の高まりは顧客から選別されるリスクも生じています。

このように、中小・小規模事業者にとって脱炭素化は、チャンスとリスクの両面を抱えておりますが、脱炭素化の推進にはノウハウや資金面等での課題があり、これらを支援する方策についてご検討いただきたい。

2023年11月21日

東京都知事 小池 百合子 様

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会
理事長 笹田 政克

要 望 書

脱炭素社会の実現に向けて有効な地中熱利用システムの普及に関して東京都にご協力をいただき、ともに活動を進めることができれば、多くの課題が解決できるものと考えております。ここでは普及課題として、**1. 地中熱の広報の強化**、**2. 地下水の規制緩和**、**3. 再エネ熱の義務化**、**4. 第5世代地域熱供給**の4つについて要望をいたします。

1. 地中熱の広報の強化

地中熱は省エネ効果とCO₂削減効果などで大きなメリットがあり、東京都でも実績が増えてきているが、普及が十分に進んでいるとは言えない。その要因は認知度が低いことと初期コストが高いことにある。東京都の助成制度は導入コストの削減で大きな効果があるが、現状で見ると都内での地中熱ヒートポンプの導入実績は177件にとどまっている。認知度向上が課題であり、協会でも展示会などで様々な活動を行っているところであるが、東京都には広報活動の強化でご協力をお願いしたい。

5年くらい前になるが、設計事務所を対象にしたセミナーと子供たちを対象にした普及イベント（サイエンスショー）を都と共催、連携し、多くの参加者があった。この時セミナーに参加した建築関係者とはその後も交流が続いており一定の効果はあったものの、これらは単発ものであったため、効果は限定的なもので終わっている。

導入に関係する事業者を対象にしたセミナーは有効であるので、協会とも連携しながら、建築関係の業界団体等に働きかけを行うとともに、設計事務所に加え、ディベロッパー、エネルギーサービス事業者、環境意識の高い企業の環境担当者等を対象にしたセミナーを継続的に実施していただきたい。

一方、一般への認知度向上には別の視点からの取組が必要であり、地中熱に注目の集まるようなイベントの企画や展示会でのアピール効果の高い発信、インパクトのあるキャッチコピー（たとえば、Cool Heat など）を用いた広報などを組合せた効果的なキャンペーンを実施し、都民の認知度向上を図っていただきたい。なお、住宅・建築物関係での地中熱の広報においては、供給サイドの事業者のみならず、需要サイドの居住者や子供の認知度を向上させることも重要で、居住者には戸建住宅の空調用熱としての輻射式冷暖房のメリットを理解すること、小中学生には避難所となっている学校等のリニューアル時の設備更新での地中熱システムの設置などが考えられる。

2. 地下水の規制緩和

東京都では1960年代まで地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下があり、その対策として国が工業用水法、ビル用水法で規制を行うとともに、都は条例により揚水規制を実施している。現在東京都では厳しい環境確保条例により、新規の地下水利用は大きく制限されている。

地下水と熱交換を行う地中熱利用（オープンループ）は、地中熱交換器を用いた地中熱利用（クローズドループ）に比べ規模の大きな施設での利用に適しており、CO₂削減に大きく貢献できる。オープンループは揚水規制のない地域では効果的な地球温暖化対策となるため近年普及が進んでいるが、残念ながら揚水規制の厳しい東京都ではまったく導入ができない状況が続いている。

地盤沈下防止という視点からは、近年技術開発が進んできた汲み上げた地下水の全量と同じ帯水層に戻す帯水層蓄熱という手法を適用すれば、地下水を一切地上に排水しないため地盤沈下の心配なく大量の地中熱が利用できる。この手法については環境省の技術開発事業で地盤沈下を起こさないことが既の実証されており、さらに地下水観測による水位低下防止策を用いることでより確実な方法といえる。

東京都のような都市化が高度に進んだ地域では、利用できる再生可能エネルギーは限られているが、その中で地中熱には大きなポテンシャルがある。東京都のエネルギー消費量は業務・家庭部門合わせて431PJ（2018年）であるが、環境省のデータによるとクローズドループによる試算ではあるが、東京都の地中熱導入ポテンシャルは71PJある。地中熱利用でも比較的規模の大きな施設で利用できる帯水層蓄熱など新しい技術で、地下水が持続的に利用できるようになると、脱炭素社会の実現に向けて大きなCO₂削減効果が期待できる。実証事業を含め地下水、地盤環境の保全と両立できる新しい技術を導入することにより地球温暖化対策に大きく貢献できるよう、地下水規制にかかる政策の転換をお願いしたい。

なお、上述した規制緩和の課題から離れるが、地下水に関連して以下の点についても検討していただきたい。地下水流速の速い場所ではクローズドループの方式でも、熱の移流を利用した効率的な熱交換ができる。最近この目的に特化した地下水移流型熱交換器も開発されている。今後は、計画地点の地質・地下水環境に最適な熱交換方式を選択することが重要である。これに関連して、東京都が公表している東京地中熱ポテンシャルマップは、「見かけの有効熱伝導率」が表示されているので、地質図と併せて見ることにより、地下水の影響が大きい場所が推定できる。東京地中熱ポテンシャルマップの中に、地下水による熱の移流と熱交換方式も含めた説明を加え、地中熱がより効率的に利用できるように検討していただきたい。

3. 再エネ熱の義務化

東京都の業務・家庭部門でのエネルギー消費の大半が最終的に熱として使用されている現状を考えると、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入においては、発電とともに熱利用に重点を置く政策が必要である。

市場規模の小さい地中熱などの再エネ熱の普及拡大には、政策による市場の創出が大きな役割を果たす。一定規模以上の需要が創出されれば事業者の新規参入を促し、導入コストの低減につながる好循環のスパイラルにはいることが期待できる。

東京都はすでに太陽光の導入義務化の政策を新築の戸建て住宅を対象に実施しているが、地中熱などの再エネ熱についても適切な形での導入義務化を実現し、市場の創出に繋げていただきたい。導入義務化の検討にあたっては、新築の戸建て住宅のみならず、建築物（公共建築物・一定規模以上の民間建築物）も対象にいただきたい。東京都の公共建築物においては、省エネ・再エネ東京仕様の中で、それぞれの再エネについて個別に導入の仕方が記載されているが、地中熱などの再エネ熱は優先度が低い位置づけとなっている。この状況を改善し再エネ熱については施設の特性に応じて導入義務化を進めていただきたい（具体的には熱需要の大きな施設に注目して、地中熱は病院・福祉関係施設で「原則導入」に、太陽熱は「原則導入」に福祉関係施設を追加し、さらに地中熱で

は庁舎（中央熱源式）のベース熱源を担う熱源機として「原則導入」を検討していただきたい。一定規模以上の民間建築物（新築・増築・改築）においても、環境確保条例により再エネ熱導入について適切な形での義務化を進めていただきたい。

4. 第5世代地域熱供給

欧州では地中熱などの再エネ熱や建物からの排熱などを使った第5世代地域熱供給が進展している。欧州における地域熱供給世代区分では、世代が進むにつれて温熱の供給温度が低くなっており、第5世代では常温に近い熱源水ネットワークを用いる高効率のシステムとなっている。第5世代地域熱供給では地中熱（クローズドループとオープンループ）が多く利用されており、地中の蓄熱機能を活用しているのも大きな特徴の一つである。また、欧州では新設だけでなく既存の建物への熱供給システムを第5世代地域熱供給に置き換えている事例も見られる。

東京都においては地域冷暖房の分野でこれまで多くの取組がなされており、大量かつ高密度なエネルギー需要をもつ都市開発において、太陽エネルギーの活用や効率的なエネルギー供給により環境への負荷低減、CO₂削減の推進をはかることを政策の基本においている。これをさらに発展させ脱炭素を実現させるには、再エネ電気とともに地中熱などの再エネ熱と排熱などの未利用熱を大量に利用することが必要である。

東京都では90区域で地域熱供給事業を始めとした熱の面的融通の事業が実施されている。地域熱供給事業のうち再エネ熱は8地区（地中熱2（クローズドループ1と地下トンネル水1）、下水熱3、太陽熱2、河川熱1）で、排熱利用は4地区で利用されている。このうち変電所の排熱を利用した地区では熱源水ネットワークが稼働している。これらの先導的な事例を踏まえ、将来においては再エネ熱と排熱を活用した第5世代地域熱供給事業の展開により、脱炭素社会の実現を目指す積極的な施策を実施していただきたい。

以 上